

申告の準備を始めましょう！

～農業申告と営業申告～

農業収入や営業収入の申告をする場合、収入金額を把握することはもちろんですが、必要経費を項目ごとにまとめることでスムーズに申告書が作成できます。

領収書など多くの書類を整理することになりますが、下記を参考にまとめてみてください。

農業申告

収入

- 米や野菜、家畜などの販売金
 - 農業共済無事戻金や転作助成金
 - 東京電力からの賠償金 など
- ※自家消費分や親戚への贈答分は、その金額を見積もり収入に計上します。

経費

主な経費は次のとおりです。項目ごとに領収書をまとめてください。

<米作・畑作関係>

- 種苗費、肥料費、農薬費、農具費など

<畜産関係>

- 素蓄費、肥料費、飼料費、衛生費(診療費・さくてい削蹄代)など

<共通>

- 租税公課費(農業用車両の税金、固定資産税など)、減価償却費
- 修繕費、光熱費(農業で使用しているものに限り)
- 農業共済掛金、委託料、雑費(農業に関する経費一般)

※JA情報マネージメントをお持ちの場合は、項目ごとに合計額が記載されていますので、参考にしてください。

※自家用と農業で兼用している車両の燃料費や電気料などは、その使用割合に応じて按分し農業分の経費を計算します。

※10万円以上で購入した農業用車両や農機具は、原則として減価償却費の対象となります。

営業申告

収入

- 売り上げ
 - 雑収入 など
- ※実際に仕事が完了して請求金額が決まっている場合、原則として未入金でもその年の収入として申告します。

経費

主な経費は次のとおりです。項目ごとに領収書をまとめてください。

- 仕入金
- 給料賃金、外注工賃、減価償却費、貸倒金、地代家賃、利子割引料
- 租税公課費、荷造運賃、水道光熱費、旅費交通費、通信費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、修繕費、消耗品費など

■ 専従者控除(従事期間が6カ月を超える場合のみ)
※事務所兼自宅の電気料や電話料などを合算して支払いしている場合、その使用割合に応じて按分し営業分の経費を計算します。

※白色申告の場合、取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の償却資産は、使用を開始した年に全額経費にできます。また取得価額が10万円以上20万円未満の場合は3年間で3分の1ずつ経費にできますが、20万円以上のものは原則として減価償却費となります。(青色申告の場合は取り扱いが異なります)

※専従者控除を受けた場合、配偶者(特別)控除や扶養控除を受けられなくなります。

◆生命保険料控除と地震保険料控除

生命保険料控除や地震保険料控除を受ける方は、必ず「保険料控除証明書」をご準備ください。保険料の支払証明書では控除を受けることができません。

控除証明書を紛失してしまった場合には、加入している保険会社などに再発行の手続きについてお問い合わせください。

☎ 税務課 ☎ 72-6932